

広島県告示第八百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十七年広島県告示第七十号		
所在地	広島県廿日市市上平良二重原、同市原森原、同市上平良河野原、同市上平良堂垣内及び同市上平良広池地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
二重原川（一）地区	土石流	二重原川（一）地区	土石流
森宗川支川（六七〇三隣）地区	土石流	森宗川支川（六七〇三隣）地区	土石流
河野原川支川（二一）地区	土石流	河野原川支川（二一）地区	土石流
河野原川（二二）地区	土石流	河野原川（二二）地区	土石流
河野原川支川（六七〇四）地区	土石流	伴丈木川支川（六七〇四）地区	土石流
広池川（六七〇五a）地区	土石流	広池川（六七〇五a）地区	土石流
広池川（六七〇五b）地区	土石流	広池川（六七〇五b）地区	土石流